ŌMIYA NEWS

No.30　2026年9月4日　JR東労組大宮地本

大地申第2号

「JR東労組大宮地本第27回定期大会」の発言に基づく申し入れ（その2）

1,大宮地本と大宮事業本部との団体交渉において議論経過、確認事項、議事録確認による労働協約については、大宮地本に所属する関係組合員に適用すること。また労使確認事項の履行を含め、信義誠実の原則に基づき真摯に対応すること。

9月1日開催

その②

団体交渉確認を一方的に変更する 不当労働行為は許さない!

会社のゴマカシ手法はこうだ!捻じ曲げ、すり替え、ご都合主義!

これらは不当労働行為＝違法になり得ます！



組織再編前【図①】



（※）検修職場（大宮総合車両センター、各車両センター）関係の流れ

組織再編後【図②】



団体交渉の申し入れやそれら手続きで、組織再編成前は、大宮地本➡大宮支社➡首都圏本部の流れで大宮支社（勤労）がその取次ぎをしていました。組織再編の団体交渉（大地申第17号第3回交渉）で取扱いについて「基本的に変わりません」と確認して終えています。

団体交渉で確認したやり方【図①】（労働協約）を反故にして、都合よく勝手に変えようとしていること【図②】が問題!!まさに団体交渉での会社回答の信用性をなくす行為であり、このような行為を誠実交渉義務違反（不当労働行為）＝【労働組合法第7条第2号】と言います。

2028.3.18 申17号（3回目） 9項目での議論内容

組）武蔵野事業本部に移行されるエリアの組合員は、現行の車両（※）と同じで、大宮支社を経由し首都圏に繋ぐ対応でよいか。今度は八王子事業本部となるが、大宮地本から大宮事業本部を経由して、武蔵浦和や武蔵野線の大宮地本の組合員は大宮地本所属エリアが変わらないので、車両と同じ対応でよいか。

会）1つ例を挙げると、例えば団体交渉出席の事務手続き上などの点は、当然会社は労働組合に組織を変えてくださいとはなりませんし、その点は現行の車両のやり方、大宮事業本部の勤労が窓口になり、そこを繋げていくようなイメージ。

組）車両関係の提案を受ける際は大宮地本で受け、交渉の際は先ほどのやり取りがある。エリアが変わるが同じ対応になるのか。

会）**基本的には変わりません。**



注目! これらの団交のやりとり（3.18）について、齟齬が無いことは今回の団体交渉で確認済み

会社は法に則り誠実に約束事を正しく履行してください!